利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料(介護保険制度では、要支援認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1ヶ月あたりの自己負担です。)

要支援 1	要支援 2
2, 268円/月	4,228円/月

12か月を超える場合、リハビリテーション会議を3か月に1回以上開催し、計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、情報の活用が必要になります。

※12か月を超え、上記を満たさない場合は下記の通り減算となります。 上記表より、要支援1 -120単位/月、要支援2 -240単位/月

② 生活行為向上リハビリテーション実施加算 562円/月<6月以内>

 ③ 栄養アセスメント加算
 50円/月

④ 栄養改善加算 200円/月

⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算(I)20円/回<6月に1回限度>口腔・栄養スクリーニング加算(II)5円/回<6月に1回限度>

⑥ 口腔機能向上加算(I)150円/月口腔機能向上加算(II)160円/月⑦ 一体的サービス提供加算480円/月

⑧ 退院時共同指導加算 600円/回

⑨ 若年性認知症利用者受入加算 240円/月

⑩ 科学的介護推進体制加算 40円/月

① サービス提供体制強化加算(I) 要支援1 88円/月 要支援2 176円/月 介護職員の内、介護福祉士が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合。 サービス提供体制強化加算(II) 要支援1 72円/月 要支援2 144円/月 介護職員の内、介護福祉士が50%以上の場合。

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援 1 24円/月 要支援 2 48円/月 介護職員の内、介護福祉士が40%以上、又は勤続7年以上の職員が30%以上の場合。

② 介護職員処遇改善加算(I)

「基本サービス費」と「(算定させていただいた)加算」の合計金額に8.6%を掛けた金額。※自己負担金(食費、滞在費等)は掛け率に含まれません。

- 注)②~⑨は、対象でない限り、料金は発生しません。
- 注)上記基本料金は、介護保険1割負担での料金です。自己負担額は、毎年保険者より交付される「介護保険負担割合証」に記載されている『利用者負担の割合』に基づき算出されます。

その他の料金

①昼食代 680円/食(おやつ含む)

*原則として食堂で召し上がっていただきます。通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。当日の利用キャンセル又は利用時間短縮になる場合、昼食は10時まで、夕食は15時までのキャンセル受付

となります。前記時間以降の食事キャンセルは、食事代が発生します。

- ②おやつ代 90円
- ③喫茶代 120円、又は180円
- ④理容代 2,000円程度 ※カットのみの対応となります。
- ⑤おむつ代 現物返却

又はS:60円/枚 M:70円/枚 L:80円/枚 LL:90円/枚

※紙パンツの場合

- (7)通常の事業実施区域外への送迎 360円/片道
 - 通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当施設のサービスを利用される場合
- ⑧マスク代 10円/枚

お忘れ時や使用不可などにより施設から提供した場合

- ⑨基本時間外施設利用料 1時間当たり 200円
- 注) その他の料金は、実費負担になります。いずれも利用しない限り、